事務局用

２０１４　桜まつり　商店街連盟加盟店募集要綱

１【開催概要】

（１）出店場所：　亀城公園、洲原公園

（２）出店期間：　平成２５年３月２８日（金）から４月１３日（日）まで〈１７日間〉
９時から２１時までの間。
※　期間は桜の開花状況により変更する場合もあります。

（３）来場者数：　約９２，０００人（平成２５年度）

（４）主　　催：　刈谷市観光協会

２【出店内容】

（１）内　容

飲食物、自社製品の販売、パンフレット・チラシ類の配布、商品展示によるＰＲなど

なお、飲食物の場合、出品品目は食品営業許可の受けられる露店品目に限ります。

（２）対象者

刈谷市商店街連盟加入店

（３）募集数

亀城公園：５小間、洲原公園：３小間

※１小間につき１店舗／１日の出店になります。１小間のスペースに数店舗同時に出店することはできません。

（４）出店料

３４，０００円／１小間

（内訳：場所代　１日２，０００円×１７日間）

※桜まつり開催期間決定後、金額を確定します。また、出店日数ではなく、開催期間日数で計算します。

（５）出店コマ等について

コマの大きさ	２間×３間 間口 5.4m×奥行 3.6m以内
出店場所	亀城公園（多目的広場） 洲原公園（遊具のある広場） ※出店の並び順については、商店街連盟あきんどぷら座事務局に一任いたします。
その他	・テントブースの設置は主催者では行いません。 ・看板等を見やすい位置に設置してください。 ・必要なテント等の設備や、机・イス等の備品、電源等は各自で手配していただきます。（費用は出店者負担） ・亀城公園のみ車両型販売車での参加も可能です。

【注意】

※　電源は発電機の使用をお願いいたします。自社所有の発電機を持ち込む場合は静音タイプのものとし、騒音等で来場者に迷惑とならないものでお願いいたします。

※　火気の使用については、別紙「火気取扱い注意事項」を厳守してください。

（６）申込方法

出店者を取りまとめた上、「桜まつり出店申請書」、「出店者一覧表」及び「出店日程表」を刈谷市観光協会（刈谷市商工課内）へ直接お持ちいただくか郵送にてお申込ください。

（７）申込期限

平成２６年２月２８日（金）必着

３【出店料の支払い】

（１） 出店料は出店決定後、開催期間が確定したのちに請求書を送付しますので、３月１７日（月）までにお支払いください。

（２） 出店取りやめの場合は、３月１７日（月）までに申し出があれば出店料を返還します。それ以後の申し出は、準備の都合上返還いたしません。

４【連絡網について】

桜まつり開催前の連絡事項や、開催期間中のトラブルの際には下記のとおり連絡網をまわしてください。

５【注意事項】

（１） 当日は、必ず主催者係員の指示に従い、出店責任者は会場内に常駐してください。

（２） 展示および物販は、自社ブース内に限定します。園内施設での広告・宣伝・販売などの行為は行わないでください。

（３） 開催期間中、荒天の場合、主催者判断で出店の取りやめをお願いすることがありますのでご了承ください。

（４） 開催期間中の商品の保管は、出店者の責任において行い、ブース内で使用した油の缶、ダンボール、使用済み油、生ゴミ、その他のゴミは必ず出店者が責任を持って処分してください。ブース内に放置してあったり、ゴミ集積所に持ち込まれた場合、処理費を請求させていただきます。

（５） 出店者において出店場所を油などで汚さないよう対応をお願いします。万一汚した場合は、出店者において清掃するなど対応をお願いします。ひどい汚れや清掃がなされていない場合などは清掃費用の請求や次年度以降の出店をお断りする場合がありあます。

（６） 営業終了は、２１時までに撤収をしていただき時間厳守でお願いします。

（７） 出店にかかる事故・盗難等については主催者は責任を負いませんので、夜間等も含め出店者の備品及び貴重品等は出店者の責任で管理してください。

（８） 割り当てられた小間の一部又は全部を譲渡又は貸与することはできません。

（９） 申請書類に虚偽の内容が含まれていた場合、出店をお断りする場合があります。

（１０）射幸心を煽るものや「くじ」の類は全面禁止しております。「くじ」などを行っていた場合、当日でも出店をお断りするか撤収していただきます。

※禁止事例

・１等、２等などがあり、何がもらえるかはっきりしない。

・サイコロを振り、出た目の商品がもらえる。

・料金を払い、好きな番号を言ってその中にある商品をもらうなど。

（１１）商標登録されているものを許可無く使用することは商標権の侵害に当たりますので注意してください。

（１２）万が一、出店者の故意・過失により事故等があった場合は、出店者の責任において対処することとしてください。主催者は一切責任を負いません。

６【事前の届出】

（１）食品を販売される事業者は、食品営業許可が必要になりますので、必ず「食品営業許可証」を保健所で取得してください。なお、申請手続きの費用は出店者負担となります。

（２）出店中の品目変更等はできません。また、申し込み後に出店品目に変更がある場合は、必ず主催者へ連絡してください。

７【出店時について】

（１） 食品を販売される事業者は、出店当日は「食品営業許可証」を見やすい位置に掲示し、申請書の控（出店許可品目のわかるもの）を店舗内に携帯して営業してください。

（２） **出店前日（１７時必着）までに、「食品営業許可証」の写し及び申請書の控（出店許可品目のわかるもの）を刈谷市観光協会まで提出ください。（ＦＡＸまたは郵送可）提出のない事業者は出店をお断りする場合があります。**

８【荷物等の搬入・搬出について】

搬入・搬出車両は、所定の駐車場に駐車し、路上はもとより公園内に乗り入れしないようにしてください。（車両型販売車は除く）

所定の駐車場への駐車は１店舗につき１台までとしてください。

９【桜まつり問合せ先】

刈谷市観光協会（刈谷市役所商工課内）

〒４４８－８５０１　刈谷市東陽町１丁目１番地

電　話　０５６６－２３－４１００（土日除く）　ＦＡＸ　０５６６－２７－９６５２

火気取扱い注意事項

桜まつりの会場には、市内外からたくさんの観光客が訪れ、混雑が予想されます。そういう場所で万一火災やガス漏れが発生しては大変です。出店者一人ひとりが十分に注意してルールを守り、安全なイベントとなりますようご協力をお願い申し上げます。

ポータブル発電機の使用上の注意

（１）酸欠と不完全燃焼の防止のため、換気の良い場所に置いてください。

（２）排気部分は、高温になるので可燃物から十分な距離を確保してください。

（３）予備燃料は、**必要最小限とし、金属製の携行缶に入れて常に監視できる場所に置いてください**。

（４）燃料の補給時には、**必ず運転を停止してください**。

ガソリン携行缶の使用上の注意

（１）給油・使用時は、火気や引火物のない風通しのよい環境で行ってください。
※くわえタバコでの作業は、絶対にしないでください！

（２）運搬・保管時は、直射日光や高温環境を避けてください。

（３）ガソリンはマイナス４０度以下でも気化する性質があり、内圧で吹き出す場合があるため、開栓時は十分に注意してください。その際、必ずエア調整ネジを緩め、缶内の圧力を調整してから開栓してください。

（４）静電気による引火の可能性を下げるために、開栓の直前に本体を接地させてください。

（５）錆び、変形、栓や空気穴のパッキンの劣化、その他の破損が見られる携行缶はガソリンが漏れるおそれがあるため使用しないでください。

ガス機器の使用方法の注意

（１）**火を使っているときは、絶対にその場を離れないでください**。

（２）天ぷら油は、油の量が少ないと温度上昇が早く出火しやすくなります。油の

量に気をつけてください。

（３）ガス機器の周囲には、布巾、調理用油、プラスチック容器などの可燃物を置かないでください。

（４）ガスコンロと壁は、１５ｃｍ以上離してください。壁になる部分がテント等の動きやすいものである場合には、さらに距離をとるか**防熱板などによって遮へいしてください**。

（５）風による種火の立ち消えに注意してください。また、閉店する際には、種火をきちんと消して元栓を閉鎖してください。

（６）ボンベは転倒防止のため、平らな場所に置くようにしてください。

（７）**ボンベは火気から２Ｍ以上離して置くようにしてください**。

（８）ゴムホースのヒビ割れ等を点検し、しっかりと取り付けてください。

その他注意事項

（１）消火栓や防火水槽等の周囲に、消防用の活動空地を確保してください。

（２）**消火器をすぐに使える場所に設置してください**。

（３）上記注意事項のほかに、機器の取扱説明書を必ず読み、安全にお使いください。

（４）機器の使用中に異常を感じたら、ただちに使用を中止して点検を受けてください。

※上記注意事項は、安全に出店していただくために重要な内容になりますので、必ず守ってください。違反等があった場合は、ただちに出店を取りやめていただきますのでご了承ください。

別紙

露店により行う営業で調理、販売及び製造できる品目

（H25.4.1改正）

1　飲食店営業

取扱品目	調理工程の例
甘酒	米飯と米麹を発酵させた甘い飲料、又は酒粕を溶かし甘味をつけたもの
アメリカンドッグ	串に刺したソーセージに衣をつけて油で揚げたもの
イートポテト	冷凍食品（じゃがいもを串に刺して衣をつけたもの）を油で揚げたもの
いか焼	いかに醤油やタレなどをつけて焼いたもの
潮汁、貝汁、豚汁、味噌汁	野菜、食肉、魚介類などを味噌、醤油などで調味又は煮込んで汁物にしたもの
うどん、そば、中華そば	つゆと茹でた麺をあわせたもの（冷やしは除く）
お好み焼き、チヂミ、広島焼き、リング焼	生地に野菜、卵、肉、イカなどの材料を加え、鉄板で焼き、ソース、マヨネーズ、青のりなどをかけたもの
おでん、関東煮	魚肉練り製品、こんにゃく、大根、卵などを煮汁で煮込んだもの
おやき	成型された冷凍又は冷蔵のおやきを焼いたり、蒸したりしたもの
からあげ	一口大の肉や魚介類等を調味して、油で揚げたもの（チキンナゲットを含む）
ぎょうざ、しゅうまい	成型された冷凍又は冷蔵のぎょうざ、しゅうまいを焼く、蒸す、茹でる、あるいは油で揚げたもの
串かつ	串に刺した肉にパン粉の衣をつけて油で揚げてたもの
串焼き、焼鳥	鶏肉、豚肉、牛肉などを一口大に切り、串に刺して焼いたもの（つくねを含む）
五平餅	潰したご飯を板や串に付け焼いたものに、タレを塗り、あぶり焼いたもの
コロッケ	冷凍されたコロッケを油で揚げたもの
さつまスティック	細切したさつまいもを油で揚げ、砂糖などををふりかけたもの
酒精飲料	紙コップ等に酒類を入れ提供するもの（ビールサーバー等による提供を含む）
スノーボール	スノーボール方式の密閉式の構造を有する削氷機械を用い、氷をかき削ったものにシロップをかけたもの
清涼飲料水（ホット、アイス）	清涼飲料水製造業又は飲食店営業等の施設において製造された清涼飲料水を使用し、紙コップ等に注ぎ提供するもの
ぜんざい	あんを溶かした中に餅や白玉団子などを入れ温かい状態で提供するもの
雑煮	餅、具を汁で煮たもの
たこ焼	生地をたこ焼き専用の鉄板に流し入れ、その上に、タコ、キャベツ、紅しょうがなどを入れ、球状に焼き、ソース、マヨネーズ、青のりなどをかけたもの（揚げたこ焼きを含む）
チーズボール	冷凍食品（ボール状のチーズに衣をつけたもの）を油で揚げたもの
でんがく	串に刺した豆腐などに木の芽などで香りをつけた味噌を塗り焼いたもの
どて煮	一口大に切った内臓肉、スジ肉を味噌、砂糖等で煮込んだもの
トルネードポテト	じゃがいもをらせん状に切ったものを油で揚げたもの

煮するめ	戻したスルメ又はイカを煮汁で柔らかく煮たもの
フレンチドッグ	串に刺したソーセージを油で炒めたもの
フレンチフライドポテト	冷凍食品（じゃがいも等を細切したもの）を油で揚げたもの
ポテト	じゃがいもを蒸すなどしてバター又はマーガリンを付けたもの
ホルモン焼	小腸、大腸などの内臓肉を焼いたもの
焼貝、焼魚	アユやマスの塩焼、うなぎの蒲焼、大アサリ焼、サザエのつぼ焼きなど魚介類を焼いたもの
焼そば	中華麺とキャベツ、肉、イカなどの具を炒めて、ソースなどで調味したもの
焼肉	牛・豚などの肉を主体に、焼網や鉄板などで焼いたりするもの（中心部まで十分加熱すること）
焼餅	餅を焼き、醤油などで調味したもの

２　菓子製造業

取扱品目	製造工程の例
飴細工	砂糖を熱し、飴状になったものを用いて造形物にしたもの
あんまき	薄く細長い生地であんを巻いたもの
大判焼	生地を焼き型に流し込んで、あんをのせ、その上にさらに生地をのせて、高さの低い円筒形にしたもの
果実飴	割り箸を刺したリンゴ、イチゴ等に砂糖水を加熱した飴を回しつけ、固めたもの
果実チョコ	割り箸を刺したバナナ等に溶かしたチョコレートをコーティングし、固めたもの
カステラ焼	生地を小さな焼き型に流し込んで焼いたもの
カルメラ焼	ザラメに少量の水を加え加熱して溶かし、重曹を加えてかき混ぜ、炭酸ガスで発泡したところで冷やし、軽石状
クレープ	生地を薄く焼いた皮にチョコレート、あん類、ジャム類を挟んだもの
穀物膨張菓子（砂糖等で調味したもの。）	米などの穀物に圧力をかけ、一気に開放することによって膨らませたもの
しんこ細工	米の粉を蒸して餅状にしたものに細工を加えたもの
せんべい焼	生地を鉄製の型で薄く焼いたもの
たい焼	生地を鯛をかたどった焼き型に流し入れ、中にあんを入れ焼いたもの
たません	鉄板等で卵を焼き、せんべいではさんだもの
チュロス、ドーナツ	生地を油で揚げたもの
べっこう飴	砂糖を加熱し溶かした後、金型などに流し込んで冷やしたもの
みたらしだんご	串に刺した団子を焼き、砂糖醤油のタレをかけたもの
ワッフル	生地をワッフルの型に流し込んで焼き、チョコレート、ジャム類をかけたもの
わらび餅	デンプンを水で練り、砂糖を加え指先大にしたものを茹でてから、冷やしたものにきな粉をまぶしたもの

２０１４桜まつり　商店街連盟出店テント位置図（亀城公園）

平成２６年２月現在

※会場の設営状況によっては、位置を変更する場合があります。

工事名		
路線名		
工事場所	洲原公園	
名称		
縮尺	S=1:300	単位
図面番号		刈谷市公園緑地課

桜 ま つ り 出 店 申 請 書

平成　　年　　月　　日

刈 谷 市 観 光 協 会 会 長

申請者　団 体 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号　　　－　　　－

ＦＡＸ　　　－　　　－

下記のとおり出店を申請します。

記

場　　所	亀 城 公 園 、 洲 原 公 園	
出 店 数	亀城公園：　　小間　、　洲原公園：　　小間	
現場担当者 連絡先	氏　名	
	連絡先	電話（　　　）　　－ （※携帯電話　　－　　－　　）
出 店 者	別紙「出店者一覧表」のとおり	
販売品目	別紙「出店者一覧表」のとおり	
備　　考	公園の使用に当たっては、来場者並びに公園施設等に対して一切の迷惑をお掛けいたしません。	

※商店街連盟用

２０１４　桜まつり出店日程表【亀城公園】

開催期間≪平成２６年３月２８日（金）～４月１３日（日）≫※桜の開花状況により変更あり

※イベント開催中の出店者を把握するため、下記に各日の出店者（事業所）名を記入ください。

日付＼出店場所		①	②	③	④	⑤
3月28日	（金）					
3月29日	（土）					
3月30日	（日）					
3月31日	（月）					
4月1日	（火）					
4月2日	（水）					
4月3日	（木）					
4月4日	（金）					
4月5日	（土）					
4月6日	（日）					
4月7日	（月）					
4月8日	（火）					
4月9日	（水）					
4月10日	（木）					
4月11日	（金）					
4月12日	（土）					
4月13日	（日）					

２０１４　桜まつり出店日程表【洲原公園】

開催期間≪平成２６年３月２８日（金）～４月１３日（日）≫※桜の開花状況により変更あり

※イベント開催中の出店者を把握するため、下記に各日の出店者（事業所）名を記入ください。

出店場所 / 日付		①	②	③
3月28日	（金）			
3月29日	（土）			
3月30日	（日）			
3月31日	（月）			
4月1日	（火）			
4月2日	（水）			
4月3日	（木）			
4月4日	（金）			
4月5日	（土）			
4月6日	（日）			
4月7日	（月）			
4月8日	（火）			
4月9日	（水）			
4月10日	（木）			
4月11日	（金）			
4月12日	（土）			
4月13日	（日）			

２０１４　桜まつり出店日程表【商店街連盟】

≪記入例≫

開催期間≪平成２６年３月２８日（金）～４月１３日（日）≫※桜の開花状況により変更あり

※イベント開催中の出店者を把握するため、下記に各日の出店者（事業所）名を記入ください。

日付＼出店場所		①	②	③	④	⑤
3月28日	（金）	A社	B社	C社	D社	
3月29日	（土）					
3月30日	（日）					
3月31日	（月）					
4月1日	（火）					
4月2日	（水）					
4月3日	（木）		F社			
4月4日	（金）					
4月5日	（土）					
4月6日	（日）					
4月7日	（月）					
4月8日	（火）					
4月9日	（水）					
4月10日	（木）					
4月11日	（金）				H社	
4月12日	（土）					
4月13日	（日）					

※この場合の、出店料は4コマ×34，000円（17日間の開催期間の場合）＝136，000円になります。